

地域別小中学校教育環境整備検討協議会設置要綱

（設置）

第1条 市立小中学校の教育環境に関し、横須賀市立小中学校適正配置審議会の求めに応じて、該当地域における課題や改善策等に対する意見を聴取することにより、地域の実情に応じた教育環境の整備を行うため、該当地域に地域別小中学校教育環境整備検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 協議会の名称並びに対象校及び関連校は、別表に掲げるとおりとする。

2 協議会は、委員16人以内をもって組織する。

3 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

（1）対象地域の町内会・自治会長

（2）別表に掲げる対象校及び関連校のうち小学校の保護者

（3）別表に掲げる対象校及び関連校の校長

（4）その他教育委員会が必要と認める者

4 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第3条 協議会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会の会議は、委員長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第5条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部教育政策課において行う。

（その他の事項）

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第２条第１項関係）

協議会の名称	対象校及び関連校
逸見・中央地域小中学校 教育環境整備検討協議会	逸見小学校・沢山小学校・桜小学校・汐入小学校 坂本中学校